

保存緑地作業部会運営規程

(総 則)

第1条 この規程は、保存緑地作業部会（以下、作業部会という）の運営に必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 作業部会は、港北ニュータウン・メゾンふじのき台団地管理組合同規約第9条に定める管理対象物のうち、横浜市との協定にかかる保存緑地の植栽物を対象とし、植栽管理委員会の下部組織として、理事会が承認した範囲でその保全作業をボランティアで行うことを目的とする。

(活動範囲)

第3条 基幹的な植栽管理作業は業者委託により担保されることを前提とし、それを補完する範囲で活動する。

第4条 理事会、植栽管理委員会との円滑な連携を存続の前提とし、年度初め（5月）に、活動計画を担当理事および植栽管理委員会に示し、理事会の承認を得る。

第5条 次年度植栽管理計画審議前（11月）には、次年度活動計画案を担当理事および植栽管理委員会に提出する。

(構 成)

第6条 メンバーは毎年度初めの住民からの参加申し出と担当理事の承認による登録制とする。

第7条 作業部会の代表（部会長）は、メンバーの互選とする。

(経 費)

第8条 作業部会の運営に必要な経費は理事会の承認を得るものとする。

第9条 安全確保のためメンバーは必要な安全教育を受けるとともに、傷害保険を付保する。

(付 則)

第1条 本規程の承認・改廃は、理事会の決議により行われる。

第2条 この規程は、平成21年10月1日より施行する。